

1 諮問第2号関係

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

2 諮問第3号関係

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

3 諮問第4号関係

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

4 議案第56号関係

おいらせ町職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表（抜粋）

改正案	現 行
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条第3項（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条第6項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により任期を定めて採用された地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第2条第2項に規定する短時間勤務職員</u></p> <p><u>(4) 非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの</u>以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6箇月に達する日（以下「1歳6箇月到達日」という。）<u>（当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合にあっては当該子が2歳に達する日）</u>までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(イ) 略</p> <p>イ <u>次のいずれかに該当する非常勤職員</u></p> <p><u>(ア) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2</u></p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員</u>以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6箇月に達する日（以下「1歳6箇月到達日」という。）<u>（第2条の4に規定する場合に該当する場合にあっては、2歳に達する日）</u>までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(イ) 略</p> <p>イ <u>第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員</u></p>

改正案	現行
<p><u>条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下(ア)において同じ。)において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u></p> <p><u>(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u></p> <p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)</p> <p>第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 1歳から1歳6箇月に達するまでの子を<u>養育する非常勤職員が、次に掲げる場合</u></p>	<p><u>がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている職員に限る。)</u></p> <p><u>ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u></p> <p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)</p> <p>第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 1歳から1歳6箇月に達するまでの子を<u>養育するため、非常勤職員が当該子の1</u></p>

改正案	現行
<p><u>のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、町長が定める特別の事情がある場合にあつてはウに掲げる場合に該当する場合）</u> 当該子の1歳6箇月到達日</p> <p><u>ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする配偶者育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該配偶者育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して配偶者育児休業をする場合にあつては、当該配偶者育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合</u></p>	<p><u>歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする配偶者育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該配偶者育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき</u> 当該子の1歳6箇月到達日</p>

改正案	現 行
<p><u>イ</u> 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（<u>当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする</u>育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（<u>当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする</u>配偶者育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において配偶者育児休業をしている場合</p> <p><u>ウ</u> 略</p> <p><u>エ</u> <u>当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合</u></p> <p>（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）</p> <p>第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を<u>養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、町長が定める特別の事情がある場合にあつては同号に掲げる場合に該当する場合）</u>とする。</p>	<p><u>ア</u> 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（<u>当該非常勤職員がする</u>育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（<u>当該配偶者がする</u>配偶者育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において配偶者育児休業をしている場合</p> <p><u>イ</u> 略</p> <p>（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）</p> <p>第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を<u>養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日（当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条に規定する場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合</u></p>

改正案	現行
<p>(1) <u>当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して配偶者育児休業をする場合にあっては、当該配偶者育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合</u></p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(4) <u>当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合</u></p> <p>（育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情）</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>(7) <u>任期を定めて採用された職員であつて、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、</u></p>	<p><u>のいずれにも該当するときとする。</u></p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>（育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間）</u></p> <p><u>第2条の5 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間は、57日間とする。</u></p> <p>（育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情）</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。</u></p> <p>(6)・(7) 略</p> <p>(8) <u>その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、</u></p>

改正案	現行
<p>当該<u>育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日</u>を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。</p> <p><u>(育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間)</u></p> <p><u>第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間は、57日間とする。</u></p> <p>(育児短時間勤務の終了後1年以内に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)</p> <p>第10条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について<u>育児短時間勤務計画書</u>により任命権者に申し出た場合に限る。)</p> <p>(7) 略</p>	<p>当該<u>任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日</u>を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。</p> <p>(育児短時間勤務の終了後1年以内に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)</p> <p>第10条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について<u>育児休業等計画書</u>により任命権者に申し出た場合に限る。)</p> <p>(7) 略</p>

5 議案第57号関係

おいらせ町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償額に関する条例 新旧対照表（抜粋）

改正案		現 行	
別表第2（第1条、第3条関係）		別表第2（第1条、第3条関係）	
区分	報酬額	区分	報酬額
略	略	略	略
消防団長	年額 <u>82,500円</u>	消防団長	年額 <u>56,500円</u>
消防団副団長	年額 <u>69,000円</u>	消防団副団長	年額 <u>40,000円</u>
消防団分団長	年額 <u>50,500円</u>	消防団分団長	年額 <u>25,000円</u>
消防団本団付分団長	年額 <u>50,500円</u>	消防団本団付分団長	年額 <u>25,000円</u>
消防団副分団長	年額 <u>45,500円</u>	消防団副分団長	年額 <u>23,000円</u>
消防団部長	年額 <u>37,000円</u>	消防団部長	年額 <u>20,500円</u>
消防団班長	年額 <u>37,000円</u>	消防団班長	年額 <u>16,000円</u>
消防団員	年額 <u>36,500円</u>	消防団員	年額 <u>15,000円</u>
略	略	略	略

6 議案第58号関係

おいらせ町印鑑条例 新旧対照表 (抜粋)

改正案	現 行
<p>(印鑑登録証明書の交付申請)</p> <p>第11条 登録者又はその代理人は、印鑑登録証を添えて、町長に印鑑登録証明書の交付を申請することができる。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、登録者が自ら印鑑登録証明書の交付を申請するときは、印鑑登録証に代えて、個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。)を提示して申請することができる。</u></p> <p>(印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第13条 町長は、印鑑登録証明書を交付するときは、印鑑登録原票に登録されている印影について証明するほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 前項の規定による証明等は、電子計算機又は複写機により行うものとする。</p> <p>3 災害その他の事由により、前項の規定による証明を行うことができない場合は、規則で定めるところにより行うものとする。</p> <p><u>(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付)</u></p> <p><u>第13条の2 前条の規定にかかわらず、登録者は、個人番号カード(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。)を利用して、自ら多機能端末機(本町の電子計算機と電気通信回線により接続された民間事業者が設置する端末機であって、証明書を発行する機能を有するものをいう。)に必要な</u></p>	<p>(印鑑登録証明書の交付申請)</p> <p>第11条 登録者又はその代理人は、印鑑登録証を添えて、町長に印鑑登録証明書の交付を申請することができる。</p> <p>(印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第13条 町長は、印鑑登録証明書を交付するときは、印鑑登録原票に登録されている印影について証明するほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 前項の規定による証明等は、電子計算機又は複写機により行うものとする。</p> <p>3 災害その他の事由により、前項の規定による証明を行うことができない場合は、規則で定めるところにより行うものとする。</p>

改正案	現行
<u>事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</u>	

7 議案第59号関係

木ノ下小学校空調設備整備工事（機械設備）請負契約の締結について

入 開 札 一 覧 表

開 札 執 行 日	令和 4年 8月18日		
入 札 執 行 者	財政管財課長 岡本 啓一	入札立会者	会計管理者 佐々木 拓仁
番 号 ・ 事 業 名	工 事 第 75 号 木ノ下小学校空調設備整備工事（機械設備）		
施 工 場 所	おいらせ町 青葉六丁目		
入札書比較価格 (予定価格の税抜)	金 52,830,000 円		
予定価格(税込)	金 58,113,000 円		
入 札 者 氏 名	入 札 結 果	備 考	
	順位	金 額	
不二興管工業 株式会社	2	50,000,000	
株式会社 成田総合設備	1	48,500,000	落札
友住設備工業 株式会社		辞退	
株式会社 葵工業	8	52,400,000	
中沢水道設備工業 株式会社	4	51,950,000	
東陽工業 株式会社	5	52,250,000	
株式会社 オキタ工業	3	51,770,000	
西浦水道建設工業 株式会社	6	52,300,000	
桜田設備工業 株式会社		辞退	
有限会社 日研設備	6	52,300,000	

落札額 48,500,000円（税抜） 契約額 53,350,000円（税込）

※ 入札書比較価格及び入札金額には消費税額が含まれていない。